

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記に掲げる「企業理念」に沿って、活力溢れる新日鐵住金グループの実現を目指しております。そのため、後述の企業統治体制、内部統制システム、監査役・内部監査部門・会計監査人間の相互連携をはじめとする様々な施策を講じて、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を実現することができるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【新日鐵住金グループ企業理念】

<基本理念>

新日鐵住金グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献します。

<経営理念>

- 1.信用・信頼を大切にグループであり続けます。
- 2.社会に役立つ製品・サービスを提供し、お客様とともに発展します。
- 3.常に世界最高の技術とものづくりの力を追求します。
- 4.変化を先取りし、自らの変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。
- 5.人を育て活かし、活力溢れるグループを築きます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	391,189,775	4.12
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	311,468,000	3.28
日本生命保険(相)	245,182,180	2.58
住友商事(株)	182,690,110	1.92
(株)みずほ銀行	162,600,785	1.71
(株)三井住友銀行	146,470,679	1.54
明治安田生命保険(相)	138,977,745	1.46
(株)三菱東京UFJ銀行	136,356,010	1.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	122,706,015	1.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	103,887,870	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 1.(株)みずほ銀行は、上記以外に当社株式22,350千株(持株比率0.24%)を退職給付信託設定している。
- 2.(株)三井住友銀行は、上記以外に当社株式66,381千株(持株比率0.70%)を退職給付信託設定している。
- 3.上記のほか、当社所有の自己株式362,659千株(持株比率3.82%)がある。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3 月

業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は上場子会社5社を有しています。
各社は当社と事業戦略を共有しつつ、それぞれの責任と権限において自立的企業経営を行っています。

※なお、上記5社のうち、日鉄住金テックスエンジ(株)は2015年8月1日をもって、鈴木金属工業(株)は同年9月1日をもって、当社との間で株式交換をすることにより当社の完全子会社となる予定です。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚 陸毅	他の会社の出身者								△			
藤崎 一郎	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚 陸毅	○	同氏は、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道(株)の相談役(非業務執行者)であり、過去に同社の業務執行者を務めておりましたが、当社の鋼材取引額等に占める同社との取引額は僅少です。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員等にとどまり、業務執行に携わっておりません。当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。	同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等から適任であると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道(株)の相談役(非業務執行者)であり、過去に同社の業務執行者を務めておりましたが、当社の鋼材取引額等に占める同社との取引額は僅少です。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員等にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に該当せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

藤崎 一郎	○	同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、その金額は僅少です。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。 当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。	同氏は、外務省において培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い識見や特命全権大使その他の要職を歴任した豊富な経験等から適任であると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、その金額は僅少です。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に該当せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7 名
監査役の数	7 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、内部監査部門(内部統制・監査部)及び会計監査人は相互に連携して監査を遂行しております。

内部統制・監査部は、定期的にグループ全体の内部統制状況及び事故・事件の発生・対応状況等を監査役に報告し、意見交換をしております。また、会計監査人には四半期毎にリスクマネジメント委員会における議論の内容等を報告するとともに、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用に関して適宜協議しながら継続的改善を図っております。

監査役と会計監査人は、定期的に情報交換を行い密に連携を図り、それぞれが監査計画に基づいた監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 紘武	公認会計士										△			
永易 克典	他の会社の出身者										○			
大林 宏	弁護士													
牧野 治郎	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 紘武	○	同氏は、当社が一部子会社の会計管理業務の支援を委託する等の取引先のひとつである有限責任監査法人トーマツの出身者ですが、当社の事務委託費等に占める同法人との取引額は僅少です。また、同氏の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。 当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。	同氏は、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は、当社が一部子会社の会計管理業務の支援を委託する等の取引先のひとつである有限責任監査法人トーマツの出身者ですが、当社の事務委託費等に占める同法人との取引額は僅少です。また、同氏の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に該当せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
永易 克典	○	同氏は、当社の借入先のひとつである(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者ですが、当社借入総額に占める同行からの借入額は1割未満です。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。 当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。	同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は、当社の借入先のひとつである(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者ですが、当社借入総額に占める同行からの借入額の割合は1割未満です。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に該当せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
大林 宏	○	同氏の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。 当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。	同氏は、法曹としての高い識見や検事総長その他の要職を歴任した豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
牧野 治郎	○	当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。	同氏は、財務省(旧大蔵省)において培われた財政全般にわたる高い識見や国税庁長官その他の要職を歴任した豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、当社と各

社外役員との人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係は上記のとおりであり、各社外役員は一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないことから、国内の各上場金融商品取引所に対し、全員を独立役員として届出し、受理されております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
—	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	
—	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明 更新	
有価証券報告書及び事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しています。また、有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上である者について、連結報酬等の総額を個別に開示しています。 なお、2014年度に係る支給総額は、取締役が月例報酬1,033,427,000円(対象16名。うち、社外取締役(2名)が月例報酬21,600,000円)、監査役が月例報酬200,040,000円(対象9名。うち、社外監査役(6名)が月例報酬57,600,000円)です。 ※上記には、2014年6月25日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び社外監査役2名を含んでいます。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針は以下のとおりです。

【方針の内容】

- (a) 取締役
求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月例報酬の額を決定することとしております。
- (b) 監査役
役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

【方針の決定方法】

取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により、それぞれの月例報酬の額の決定に関する方針を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務を補助するため、総務部内に担当者を配置しております。
また、監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、事務局員を配置しております。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は専任配置とし、監査役の下で監査事務に関する業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、適法・適切かつ効率的な業務執行を確実なものとするため、以下のとおり社内体制及び業務システムを整備・運用しています。
なお、当社の各機関と内部統制等の関係につきましては、末尾の図をご参照ください。

(1) 企業統治の体制の概要

当社は、企業統治の体制として、監査役会設置会社制度を採用し、20名以内の取締役及び取締役会、7名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を定款に規定しています。これに基づき、現在、取締役を14名(うち社外取締役2名)、監査役を7名(うち社外監査役4名)、会計監査人を1名選任しております。

(2) 内部統制システムの整備・運用状況

当社は、取締役会において、本報告書の『内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況』に記載のとおり、内部統制システム

の基本方針を定め、その運用しております。

(3) 監査役監査の状況

監査役は、株主の負託と社会的信頼に応え、今日的に期待されている役割と責任を果たす独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立に寄与することをその責務として活動しております。具体的には、各監査役が相互に連携を図りながら、監査役会が定めた監査基準、監査の方針及び計画等に沿って、内部統制システムの整備・運用状況及び経営計画諸施策の推進状況を重点監査項目として、計画的に日々の監査活動を進めております。また、取締役会等重要な会議への出席や製鉄所等への実地調査を実施するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について説明を求め、積極的に意見を表明しております。グループ会社については、その取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、事業の報告を受け、説明を求めています。さらに、グループ会社監査役と連絡会等を通じて密接な連携を図り、グループ全体の監査品質向上に努めております。なお、監査役の専任スタッフとして5名が配置されております。

(4) 会計監査人の状況

会計監査につきましては、当期においては、有限責任 あずさ監査法人が会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を担当しました。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

有限責任 あずさ監査法人

・業務を執行した公認会計士の氏名(指定有限責任社員)

公認会計士 柳澤秀樹、公認会計士 森 俊哉、公認会計士 蓮見 貴史

柳澤秀樹氏、森 俊哉氏及び蓮見 貴史氏の当社に対する継続監査年数は7年以内です。

・会計監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(5) 監査役、内部監査部門及び会計監査人の相互連携

監査役、内部監査部門(内部統制・監査部)及び会計監査人は、本報告書の『監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況』に記載のとおり、相互に連携して監査を遂行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に強い監査権を有する監査役が、公正不偏の態度及び独立の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の効率性と公正性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用することとしております。

【社外役員の機能・役割】

現在、当社の取締役会は、業務執行取締役12名と社外取締役2名とによって構成されています。

社外取締役は、企業経営、国際情勢・経済等の分野における豊富な経験や高い識見に基づき、取締役会等の場において各々独立した立場から意見を述べ、議決権を行使すること等により、当社における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実に寄与しております。

現在、当社の監査役会は、常勤監査役3名と社外監査役4名とによって構成されています。

社外監査役は、会計、企業経営、法曹、行政・財政等の分野における豊富な経験や高い識見に基づき、取締役会、監査役会等の場において各々独立した立場から意見を述べ、会社の業務及び財産の状況に関する調査等も含む監査活動を行うこと等により、当社の健全で公正な経営に寄与しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会の3週間前(法定の1週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに登録しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を当社及び東京証券取引所のホームページ上に掲載しております。
その他	早期情報開示の観点から、本年は、株主総会招集通知の内容を、総会の4週間前にあたる5月26日(英訳は5月29日)に当社ホームページに掲載致しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主を対象に経営業績概況についての説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回業績発表時に、国内でIR担当役員による業績概況及びトピックスに関する事項についての説明会を開催しております。経営戦略に関する重要事項がある場合は、必要に応じて説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の個別訪問等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR説明会資料等をタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「新日鐵住金グループ企業理念」において、信用・信頼を大切にするグループであり続ける旨を定め、「新日鐵住金グループ企業行動規範」において、法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動し、様々なステークホルダーの立場を尊重することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が果たすべき社会的責任とは、本業に誠実に取り組み、需要家に満足される製品・サービスを提供しながら、安定した収益を実現するとともに、経営の透明性を確保し、必要なコストを負担して環境保全をはじめとする社会的な責任を果たしていくことだと認識しております。こうした基本認識に立ったうえで、「新日鐵住金グループ企業理念」に、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献する旨を定め、当社として企業の社会的責任への取組みに努めることとしております。具体的取組み内容は、当社が毎年発行している「環境・社会報告書」等で紹介しております。(※当社ホームページにも掲載しております。)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	(1)「新日鐵住金グループ企業行動規範」において、企業情報を積極的かつ公正に開示することとしております。 (2)「内部統制システムの基本方針」において、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めることとしております。 (3)「インサイダー情報管理およびインサイダー取引規制規程」において、インサイダー情報に

関し取締役会での決定又は報告が行われた後、速やかに複数の報道機関に公開するとともに、各上場金融商品取引所の規則に定める開示を行うこととしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「新日鐵住金グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指しております。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めております。

【具体的内容】

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が全社横断的観点から規程等を整備し、各部門に周知するとともに、各部門におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経常予算、設備予算、投融資、技術開発等に関するそれぞれの全社委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

内部統制・監査部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。さらに、これらの内容については、リスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議及び取締役会に報告する。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「新日鐵住金グループ企業理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。各主管部門は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制・監査部長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制・監査部長は、監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行うなど、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、事務局員を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、監査事務に必要な人員を専任配置し、監査役の指示の下で業務を行う。事務局員の人事異動・評価等について、人事労政部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「新日鐵住金グループ企業理念」において、信用・信頼を大切にするグループであり続けることを掲げるとともに、「新日鐵住金グループ企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固たる態度で臨むことを掲げ、「反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する規程」を定め、これに基づく社内体制を整えております。

具体的には、当社内に統括部署及び統括責任者・渉外監理担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施するなどの啓発活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げ、この理念に基づき具体的経営戦略を立案・遂行し、競争力・収益力を向上させることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

この企業理念、経営戦略が当社株式の大量買付け行為等によってゆがめられ、結果として株主共同の利益が損なわれることのないよう、当社は、必要な措置を講じることと致します。即ち、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（以下、「買収提案」）がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様が委ねられるべきものと考えており、株主の皆様が買収提案について必要な情報に基づき相当な検討期間をもって適切な判断を行えるよう、必要なルール及び手続きを定めております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2006年3月開催の取締役会において全会一致で決議し、「当社株式の大量買付け等」を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した『株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）』（以下、「適正ルール」）を導入しており、この適正ルールの更新条項に基づき、2012年3月開催の取締役会において当該ルールの更新を全会一致で決議しております。その後、2014年3月開催の取締役会において、適正ルールの規定に従い当該ルールの見直し検討を行い、特段の変更を行わないことを全会一致で決議しております。また、当社は、適正ルールに基づく新株予約権について発行登録を行っております。

適正ルールは、当社取締役会が買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、インフォームド・ジャッジメント（必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断）を行えるようにすること、加えて、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することを目的としております。

当社の株券等を15%以上取得しようとする者（以下、「買収提案者」）がいる場合に、買収提案が適正ルールに定める要件（買収提案者による必要情報の提出及び検討期間の満了）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否に関し直接判断を下す仕組みとなっております。新株予約権の無償割当ては、（ア）買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、（イ）買収提案者が裁判例上悪質と特定されている4類型のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと判断される場合（当該判断は、国際的評価を得ている法律事務所及び投資銀行の助言等に基づいて行われます。）、及び（ウ）株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同した場合に限られます。

なお、当社の適正ルールは、当社ホームページに掲載しております。

(3) 上記取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

適正ルールは、買収提案がなされた場合に、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を発動するか否かを、株主の皆様、必要な情報と相当な検討期間に基づき判断していただくためのルール及び手続きを定めたものです。適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様が委ねることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図る目的のものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1) 決定事実に関する情報開示

当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従い、取締役会に付議・報告又は総務部長に報告されており、その後、各上場金融商品取引所の規則に従って開示しております。

(2) 発生事実に関する情報開示

当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる発生事実につきましては、社内規程に従い、取締役会又は総務部長に報告され、その後、各上場金融商品取引所の規則に従って開示しております。

(3) 決算に関する情報開示

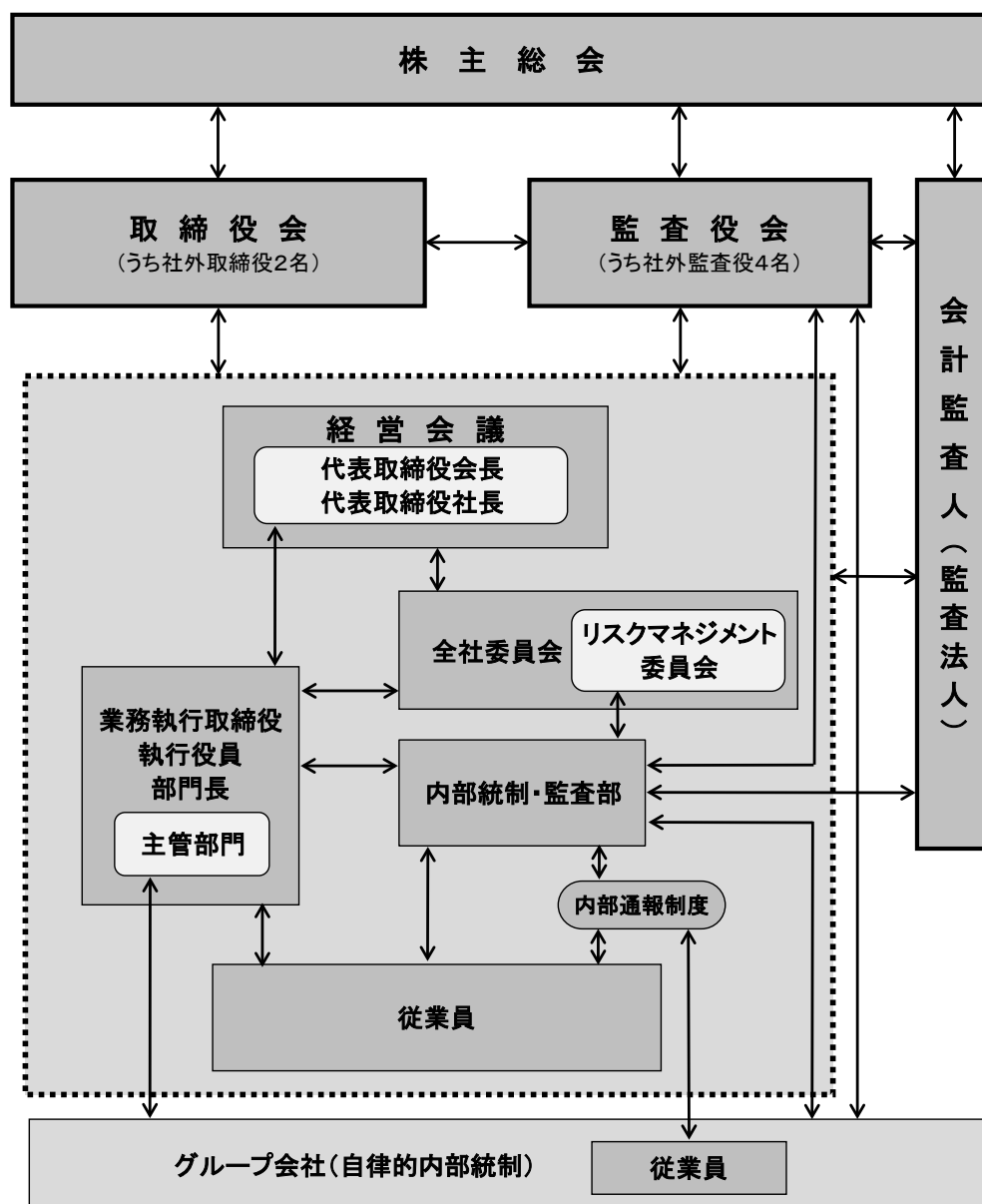
決算情報につきましては、取締役会に付議・報告されており、その後、各上場金融商品取引所の規則に従って開示しております。

(4) その他

上記のいずれの情報開示につきましても、取締役会の事務局である総務部総務室長（情報取扱責任者）から適時開示を行っております。また、同開示の際には、当社ホームページへの掲載も行っております。

<参考:会社の各機関・内部統制等の関係図>

当社の各機関と内部統制等の関係を図に示すと以下のとおりとなります。



- (注) 1 当社及び当社グループ経営に関わる重要事項につきましては、社内規程に従い、会長・社長・副社長等によって構成される「経営会議」(原則、週1回開催)の審議を経て、「取締役会」(毎月1～2回開催)において執行決定を行っている。
- 2 経営会議・取締役会に先立つ審議機関として、目的別に経常予算委員会、設備予算委員会、投融資委員会、資金運営委員会、技術開発委員会、環境経営委員会、リスクマネジメント委員会等、計18の全社委員会を設置している。
- 3 内部統制・監査部の専任スタッフとして12名を置いている。
- 4 グループ会社については、各社での自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社の主管部門が必要に応じ改善のための支援を行っている。また、当社の内部統制・監査部長が、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価し、各主管部門及び各グループ会社に指導・助言を行っている。